

## 物品調達等指名競争入札参加者指名基準

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の12第1項の規定により、県が、物品の購入及び印刷の請負の指名競争入札に参加する者を指名する場合は、「物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格に関する要綱」（以下「資格要綱」という。）に定める等級区分によるほか、この基準によるものとする。

### 1 所在地及び企業規模要件の優先順位

指名は、原則として次の優先順位により行うものとする。

#### (1) 物品の購入

ア 第一順位：県内に本店を有する中小企業（以下「管轄内中小企業」という。）及び県外に本店を有し、県内に契約の主体となる支店営業所等を有する中小企業（以下、「準管轄内中小企業」という。）、

イ 第二順位：県内に契約の主体となる本支店営業所等を有する大企業（以下「管轄内・準管轄内大企業」という。）

ウ 第三順位：それ以外の者（以下「管轄外企業」という。）

#### (2) 印刷物の請負

ア 第一順位：管轄内中小企業及び埼玉県内に工場を有する準管轄内中小企業

イ 第二順位：埼玉県内に工場を有しない準管轄内中小企業

ウ 第三順位：管轄内・準管轄内大企業

エ 第四順位：管轄外企業

※別紙「指名優先順位イメージ図」参照。

### 2 社会的貢献業者の優先

前2項の優先順位に基づき選定した者（以下「入札参加資格者」という。）が、次に掲げる項目に該当するときは、これらの者を優先的に指名する。

ア 国際標準化機構（ISO）の国際標準規格「ISO14001」、エコアクション21、エコステージ又は埼玉県エコアップの認証を取得している者

イ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する法定雇用率を満たしている事業者

### 3 指名に当たって留意すべき要件

(1) 著しい経営状況の悪化又は資産若しくは信用度の低下の事実がなく、かつ、契約の不履行のおそれもなく、アフターサービス等が可能と認められる者であること。

(2) 契約の履行について、法令の規定に基づく許可、認可、免許、登録等を必要とするものにあつては、当該許可、認可、免許、登録等を受けている者であること。

(3) 契約の履行について、特殊な技術、機械器具又は設備を必要とするものにあつては、当該技術、機械器具又は設備を保有する者であること。

(4) 輸入に係る物品等を購入しようとする場合は、外国の製造会社若しくは販売会社から販売権等を得ている者又は取引が可能な者であること。

(5) 特殊な物品の製造請負等の契約において、その製造請負等の供給の実績がある者に行わせる必要があるときは、当該実績を有する者であること。

(6) 物品の購入に際し、銘柄を指定する必要があると認められる場合は、当該銘柄の物品を供給できる者であること。

(7) 国等の検定、基準、標準規格等に合格した物品を購入しようとする場合は、当該物

品を供給できる者であること。

#### 4 指名業者数の確保

- (1) 指名業者数は、原則10者とする。
- (2) 入札参加資格者に社会的貢献業者がいるときは、これらの者を5者まで付加して指名できるものとする。

#### 5 指名業者選定の特例

指名する業者の選定は資格要綱の別表の区分に従い行うものとするが、特別な事情がある場合は、この等級によらないことができる。

#### 6 随意契約への準用

- (1) 随意契約で複数の者から見積書を徴取する場合には、原則として1によるものとする。
- (2) 予定価格が50万円未満の印刷請負においては、特殊な技術又は設備を必要とする場合や競争性を確保できないなど特別な事情があるときを除き、管轄内中小企業に限る。

#### 附 則

この基準は、平成15年11月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

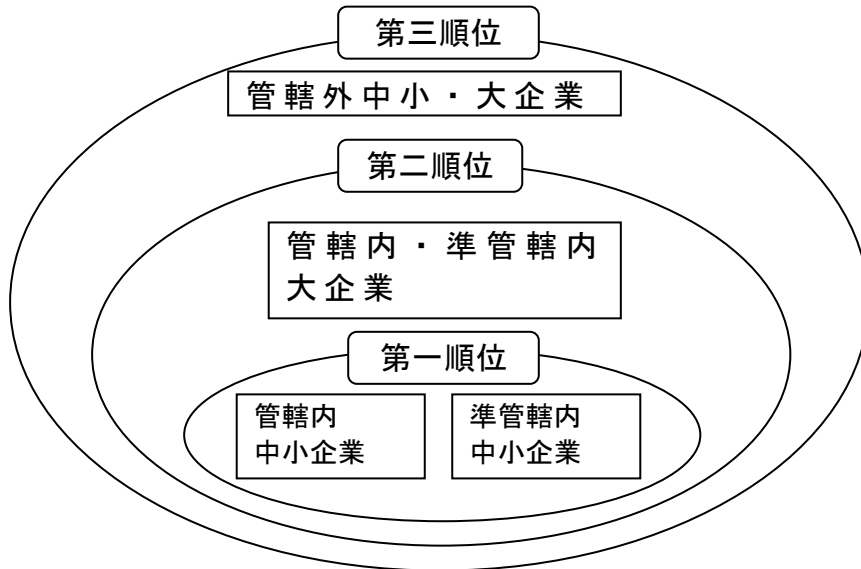
この基準は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

### 指名優先順位イメージ図

#### 1 物品



#### 2 印刷物の請負

